

新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証4号及び5号 並びに危機関連保証の取扱いのお知らせ

当協会では、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置していますが、経営安定関連保証4号（地域）については3月2日、経営安定関連保証5号（業種）については3月6日、危機関連保証については3月13日に官報にて告示されたことから、各制度の取扱いが開始されていますのでお知らせします。

なお、当該制度とは別に新型コロナウイルス感染症に対応する当協会独自の制度として『新型コロナウイルス対応保証』を創設しています。詳しくは3月10日のお知らせをご覧ください。

当協会では当該制度のほか、各種制度のご利用や条件変更等の相談も受け付けています。お近くの当協会窓口までご相談ください。

※ 当協会窓口は次のとおりです。

- ・企業支援部（盛岡市長田町6-2 アバンサール・i）フリーダイヤル 0120-972-150
- ・本所営業部（盛岡市長田町6-2 アバンサール・i）TEL. 019-654-1501、1502
- ・釜石支所（釜石市上中島町一丁目3-11）TEL. 0193-27-8361
- ・一関支所（一関市大町7-14）TEL. 0191-23-2533
- ・宮古支所（宮古市西町二丁目2-3）TEL. 0193-62-2700
- ・大船渡支所（大船渡市盛町字宇津野沢8-5）TEL. 0192-27-1224
- ・二戸支所（二戸市福岡字八幡下59番地6）TEL. 0195-23-4115
- ・奥州支所（奥州市水沢東大通一丁目2-3）TEL. 0197-25-3171